

2026 年 2 月 13 日

各 位

株式会社北洋銀行

公益財団法人北海道新聞野生生物基金様と 「遺贈による寄附」に関する協定を締結しました

北洋銀行(頭取 津山 博恒)は、公益財団法人北海道新聞野生生物基金様(理事長 堀井 友二様)と「遺贈による寄附」^{※1}に関する協定を締結しました。

本協定の締結により、北海道新聞野生生物基金様に対する遺贈による寄附を行うお手伝いをさせていただくことが可能となりました。営業店の窓口において、寄附をお考えのお客さまのご希望をお伺いしたうえで、遺言等に関する情報提供を行うとともに、ご意向に応じて「遺言信託」^{※2}のご案内を行います。

当行は引き続き、「遺贈による寄附」に関する協定を通じて、遺贈を希望される方のご意思を実現することにより、教育・研究事業の発展および人材育成等、地域貢献の活性化に積極的に協力してまいります。

※1 個人が遺言によって財産を公益法人、NPO 法人、大学法人、学校法人、その他の団体等に寄附すること。

※2 朝日信託、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行が取り扱う商品であり、当行は代理店としての媒介(商品のご紹介と情報の取り次ぎ)を行います。



左:北海道新聞野生生物基金
常務理事 水野 信治 様

右:北洋銀行本店営業部
専務執行役員本店長 水本 健一

以 上

《北洋銀行グループ サステナビリティ方針》

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。